

令和2年度香川地方労働審議会第2回家内労働部会議事録

令和3年2月9日(火)

香川労働局第1会議室

出席者	公益側	東、佐藤、柴田
	労働者側	大島、立石、福家
	委託者側	大原、窪田、友國

議 題 (1) 香川県内の手袋・ソックスカパー製造業における
家内労働の現状等について
(2) その他

【賃金室長】 只今から令和2年度香川地方労働審議会第2回家内労働部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

家内労働部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。本家内労働部会委員全員が出席されており、地方労働審議会令第8条第3項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、本日の家内労働部会について、傍聴希望者はおりませんでしたので、その旨ご報告いたします。

ではまず、本日の資料のご確認をお願いします。

会議次第、資料目次がございまして、

- 1 香川地方労働審議会家内労働部会運営規程(1頁)
- 2 香川県手袋・ソックスカパー製造業最低工賃のお知らせ(5頁)
- 3 令和3年度香川県手袋・ソックスカパー製造業家内労働実態調査の概要について(7頁)
- 4 手袋・ソックスカパー製造業家内労働実態調査票

(委託者用)(案)(9頁)

以上でございますが、不足等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。会議の冒頭にご紹介させていただきたいことがございます。

これまでも手袋の製造の状況につきましては、非常に多くの種類がございまして、工程等の作業の難易もそれぞれの種類毎に異なっているという説明は何度かさせていただいているところでございますが、具体的なものを見るほうが「百聞は一見にしかず」ということもございますので、友國委員にご協力をお願いいたしましたところご快諾いただきまして、本日、手袋を何種類かご持参いただいております。友國委員の方からいろいろな手袋についてご説明をお願いしたいと思っております。

それでは友國委員よろしくお願いいたします。

(友國委員より種々の手袋について説明)

【賃金室長】 友國委員、どうもありがとうございました。

それでは、佐藤部会長、以後の進行につきまして、よろしく願いします。

【佐藤部会長】 友國委員、どうもありがとうございました。

それでは、議題(1)の香川県内の手袋・ソックスカバー製造業における家内労働の現状等についてですが、前回の家内労働部会において、家内労働者の声を聞けないか、事務局の方で検討するよう依頼していたと思っております。この点について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 前回の家内労働部会の後、年末に訪問した委託者以外の委託者に連絡し、事情調査できる家内労働者の紹介を依頼しました。

その結果、1つの委託者が、電話であれば調査に応じてもらえる家内労働者を一人紹介できるとのことでしたので、一人の家内労働者から電話による調査を実施しました。

前回の家内労働部会で、委託者代表委員の方からも、家内労働者の情報はトップシークレットとも言われておりますので、匿名とは言え、狭い業界であり、この辺は機微な情報と思われまますので、前回承認いただきました、香川地方労働審議会家内労働部会運営規程第6条第2項に基づき、部会長の了解のもと、議事録や資料については非公開とさせていただきたいと思いますが、部会長いかがでしょうか。

【佐藤部会長】 はい、香川地方労働審議会家内労働部会運営規程第6条第2項に基づき、家内労働者から聴取した内容については非公開としたいと思います。

【賃金室長】 それでは、この家内労働者から聴取した内容を追加資料として各委員に配付してご説明いたします。

（事務局より各委員に追加資料を配付）

（賃金室長より追加資料の説明）

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

家内労働者の意見ということで、苦勞して当たっていただいて、やっとお一人の方からご意見を伺えたということで、大変貴重なご意見だなというふうに思います。

ただ、代表と言えるかどうかは分かりませんが、今のインタビューの記録から、例えば最低工賃についてはご本人の意見としては不要だと。あってもなくても気にしていない、困らんと。あるいは、委託者との交渉も、縫いにくいということで工賃を上げるという形の交渉の余地についての示唆もあったかと思います。

今の貴重なインタビュー記録について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【大島委員】 今、部会長がおっしゃった部分で、最低工賃を知らないとか、気にしていないとか、要らないというようなご意見がありましたよというご意見があったのはここに書いてあるとおりでと思います。また、このインタビューをしていただいた松尾室長に

は、随分貴重な意見を聞かせていただいてありがたいなと思っております。

ただ、しかし、香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃について、一番下に記載されている部分です。最低工賃を家内労働者に周知くださいと、労働局は書いているわけですよ。これを知らないということは、周知されていないということになって、これは労働局としてその仕事をきちんとしていないという部分が判明しているだけであって、本来知っておれば、違う意見が出るかもしれないですよということからしたら、知らないとか聞いたことないということ自体が、全くもってこのアンケートをもって、だから要らないんだというふうにはならないと思います。

本来、周知徹底しておかなければならないことが、周知徹底されていなかったということが、1つ浮き彫りになったよねという部分は事実としてあるんだと思います。だからと言って、最低工賃は、イコール要らないんだという話にはならない。逆に言うと、きちっと労働局がそこを家内労働者に対して周知するように、それぞれの企業あるいは個人商店に徹底して指導するということが重要なんじゃないのかというふうに思いますが、これをもってして、最低工賃は要らないねというふうにはならないんだらうなというふうに思っておるといふところでございます。

【佐藤部会長】 貴重なご意見ありがとうございました。

最低賃金についても周知、広報というのは徹底してされておられるところですが、同様に最低工賃についても、労働局としての周知徹底というのは重要な課題であろうというふうに思います。改めてご指摘いただき、ありがとうございました。

その他、何かございますか。ありませんか。

それでは、一応この家内労働者の意見については以上ということにさせていただきます。

次に、家内労働実態調査についてですが、前回の家内労働部会に

において資料No.12として平成29年度に使用した実態調査票とNo.13として実態調査票（案）が配付されていましたが、委託者代表委員から、そもそも、現在の最低工賃は実態から乖離していることから、これを残す意味はあるのかとの問題提起がありました。

そのため、先ず、家内労働実態調査そのものの可否を審議したいと思います。

この点いかがでしょうか。委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

【立石委員】 調査を始める前に当たって、今現在、多分松尾室長が今持っておられると思いますけれども、いろんな届出票とか、本来委託者が労働局に提出しなければいけないものとかといったものは、お手持ちにあるのでしょうか。

【賃金室長】 それは、委託状況届ということでしょうか。

【立石委員】 はい。

【賃金室長】 本年度分も昨年度分も、毎年それは家内労働者の数とか補助者の数とか代理人の数とかというのを届けていただくものです。

だから、法令上、定期的に出すものというのはそういったものになります。様式上見ているとすると、家内労働のしおりというパンフレットをお配りしていると思いますけど、その中の18頁に委託状況届という様式がありますけども、こういったものが通常毎年ですけど4月1日現在の状況について4月30日までに出すということで、出ていなければ督促も含めて出していただくようにして、集計はしています。

ここの欄にある、見ていただくとお分かりになりますが、委託業務の内容、委託地域、それから家内労働者の男女別、18歳未満のうち数、それから補助者の数、男女別、それから代理人といったものの項目が分かるということです。

【立石委員】 この方々はきちっと家内労働者の方に家内労働手帳

をお示しし、単価とかそういったところも記入し、仕事をお願いしているわけですね。

【賃金室長】 委託状況届そのものは、家内労働手帳ではないです。

【立石委員】 そのどっちが前後か分かりませんが、5頁にありますように、法の第3条のところの委託者は家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託者は都度必要事項を記入しなければならないというふうに定められていますということからすると、委託内容といったところが、統計としてというか記入されている控えがもしかして委託者のほうにあるとすれば、それも資料として出てくるのでしょうか。

【賃金室長】 いや、その提出義務はないです。

【立石委員】 提出義務はない。それをこちら側は見ることではないということですね。

【賃金室長】 家内労働手帳の報告義務はありません。

【立石委員】 でも、労働者の方に示さなければいけないということとは決められていますよね。

【賃金室長】 そうです。

【立石委員】 すると、それをきちっと発行されているわけですから、多分控えがあると思いますし、19頁の帳簿の備付けというところが法の第27条があるんですけれども、委託者は家内労働者ごとに氏名、工賃の支払額など必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかねばなりませんというところもありますので、そうすると、こういったところが今回調査の対象の資料としてというか、手段として出てくるのでしょうか。

どう私たちが調査、今のこの絵とソックスカバーの一覧表だけを見とっていくのか、それともこういったものを備え付けしている内容とかというところを追いかけて判断するのか。

【賃金室長】 どちらかというところと、取引量だとか金額とか、物の突き合わせとかというのが記録していないと分からないことになる

ので、それを防止するためにこういったものをするので、直接最低賃金云々ということで額を決めるものとかといったものではないです。

【立石委員】 実態が分からないというのは、もうずっとご説明いただいています。もうすごい 30 年前のことで、この表自体が委託者にも分かっていないし、工程自体が入り乱れて、いろんなところで違いが出てくるといのはご説明いただいてよく分かったんですけども、果たしてこれのどこを実態調査に結びつけていく、少しイメージが湧かないんです。

【佐藤部会長】 調査については、あと調査をやるとすれば、どういうデザインでどういうやり方で具体的にどういう項目についてというのは、この後の議論になります。

【立石委員】 そうですか。

【佐藤部会長】 まず、調査をやるかどうか。最新のデータを得る必要があるか否か。その点、今、ご意見を頂きたいと思います。

【福家委員】 私は、平成 29 年からやっていないという実態もあることですし、論議するに当たって、何も根拠なしというわけにもいけないので、調査はするべきだと思いますし、中身的にも松尾室長がつくられているようなイメージなのかなというふうには思います。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

その他、ご意見ございますか。

【立石委員】 私もやっぱり実態調査というのは非常に重要だと思っていますので、いろんな先ほどご説明がありましたとおり、その内容に沿って少し実態がどうなのか、委託者も含め家内労働者が一体どうなのかというところも含めて、もう少し深掘りしたほうがいいのではないかなと思っています。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

その他、ございますか。よろしいですか。

今出てきているのは、実態調査を行う、最新の状況を正確に把握する、それに基づいてその次の判断を行っていくということによろしいでしょうか。

(各委員より「はい。」の声あり)

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

審議の結果、実態調査が必要との結論になりましたので、最低賃金の改廃等に向けて、令和3年度に実態調査を行うこととします。

それでは、どのような調査を行うのか、今回資料No.3として、「令和3年度香川県手袋・ソックスカパー製造業家内労働実態調査の概要について」が配付されています。事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 はい。資料No.3の「令和3年度香川県手袋・ソックスカパー製造業家内労働実態調査の概要について」をご覧ください。まず、2の(2)の調査対象ですが、現行の日本標準産業分類に基づき、手袋・ソックスカパー製造業に該当するものを整理し、列挙しています。

次に、3の調査対象期間ですが、平成29年度の調査と同様、調査年度の9月として、令和3年9月分とします。資料No.4の項目3の委託量や家内労働者数の増減も、平成29年度の調査と同様に、1年前と比較することとして、令和2年9月と令和3年9月としております。

資料No.3に戻って、4の調査方法は、通信調査とします。

平成29年度の調査では、61委託者に送付をしています。そして、前回ご説明しましたが、実際には該当しないにも拘わらず、該当するものとして何らかの回答をした委託者がありましたので、より正確性を期すため、必要に応じて電話聴取や面接による補充調査も考えています。

調査を実施する時期は、令和3年11月頃を想定していますが、調査対象の委託者に対して、項目5、すなわち、資料No.4の実態調査票(案)を送付し、調査を行わせてもらいたいと考えています。

次に、実態調査票（案）について説明します。

資料No. 4の手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査票（委託者用）（案）をご覧ください。前回の資料No. 13から変更した部分を、赤字にしています。より分かりやすい表現にしたのみで、基本的なことは前回の資料No. 13と変わってありません。

まず、項目1の（1）において、令和3年9月現在での家内労働者数を男女別に把握します。そして、そのうち、現行の「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」に該当する業務を行っている家内労働者数を男女別に把握します。

続いて項目2ですが、これまでの家内労働実情ヒアリングにおいて、工賃が家内労働者ごとではなく、作業の難易により決めている委託者が多かったことから、工賃額は、家内労働者間で同じであり、業務の難易等によって決めている場合、そして、家内労働者によって決めている場合、また、その両方を複合して決めている場合のいずれの場合にも対応できるように作成し、それぞれ一番高い工賃額、平均的な工賃額、一番安い工賃額を把握することとし、また、作業の難易によって工賃額を決めている場合には、作業の種類も把握することとしております。

加えて、それぞれの最低工賃額に対応する家内労働者の数も把握することとしております。

それから、資料No. 2の最低工賃の一覧表に対応して（イ）から（ハ）までの業務に表を分けておりますが、基本的に質問項目は同じで、但し、（ハ）の業務については、これまでの実績では該当がなかったため、簡略化しております。

また、前回の家内労働部会の資料No. 10として配付いたしました家内労働実情ヒアリング結果から、平成29年度の調査に使用した調査票の項目3の平成21年4月と工賃を比較する設問は割愛し、項目4を繰り上げて項目3としております。

再び資料No. 3に戻りますが、本調査によって分かることは、項目

6 のとおりです。

今、調査票を見ていただいたことでお分かりのとおり、

- (1) 令和3年9月現在の上記2の調査の範囲に該当する家内労働者数及びそのうち上記1の調査の目的の最低工賃が適用される家内労働者数
- (2) 最低工賃額が設定されている作業別の一番高い工賃額、平均的な工賃額、一番安い工賃額及びその作業ごとの家内労働者数
- (3) 令和2年9月と令和3年9月の委託量及び家内労働者数の増減などとなります。

以上です。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

最新の状況を実態調査するための方法と、それからそのための調査票について説明を頂きました。

これについてのご意見等々をただいまから頂戴いたしますけれども、ここで換気のため休憩をちょっと入れたいと思います。

今 11 時 5 分前ですので、10 分休憩で 11 時 5 分から再開というふうにしたいと思います。

(10 分休憩)

【佐藤部会長】 再開します。

それでは、ご説明いただいた実態調査の概要と、それから調査票についてご質問、ご意見、何でもよろしいですので、どうぞ自由におっしゃってください。

【大島委員】 ちょっと書き方が分からないんですけども、D 欄の工賃額の種類が幾つあるか記入してくださいとあるんですけど、これはどういうふうに行けばいいんですかね。

【賃金室長】 D 欄ですか。

【大島委員】 うん、D 欄の書き方。

【賃金室長】 A、B、C で A には一番高い工賃額、B には平均的な工賃額、C には一番安い工賃額ですけども、平均的な工賃額とい

う意味合いです。

【大島委員】 ここに書いてあるのがD欄には工賃額の種類が幾つあるか記入してくださいとあるので。

【賃金室長】 これは、例えば工賃額についてはA、B、Cで3種類ほどしか書けないので、10種類あったら10種類書いてもらう、20種類あったら20種類書いてもらいたいところなんですけども、欄も有限なので、じゃどれぐらいの種類があるものなのかを書いてもらおうかなというふうに思っています。

多分そういったときには、質問の中では委託者のほうから、じゃ例えば同じ金額なんだけど、たまたま同じ金額で種類は一緒かどうかということになるような質問があろうかと思えます。それも想定しているんですけど、少なくとも金額が違えば、絶対その数だけの種類はあると思うんですけど、じゃたまたま金額が一致したけど、将来にわたってそれが分かれるかどうか。たまたま一緒かどうかだったら、別の種類としてカウントしてくださいというふうにして、何種類あるかを書いてもらおうかなと思っています。

そのためには、電話とかあるいは面接調査なんかで補いながら、こちらの質問の意図を分かっていたら、それによって種類を判別していくほかないかなと思っています。

【大島委員】 じゃ、前回までは1時間当たりの標準作業量を書くようになっていましたよね。

【賃金室長】 前回、29年度ですか。

【大島委員】 はい、前回までね。これが外れたというのは。

【賃金室長】 というのは、例えば作業のしやすいものから難しいものまで10種類あったとしたときに、一概に1時間当たりの作業量といっても、どれの分を書くんだということになってくるので、それこそ一つ一つの作業に対応して、その難易度に対応して作業の率は変わってくるだろうと思っています。ですので、29年度までのような調査票だと、一体どれが書かれるか分からないということな

ので、ちょっと一律に線を引くのは難しいかなと思っています。

【大島委員】 多分これまでであったのは、最低工賃といえども最低賃金との関係性とかを見ていくという必要があるのですが、1時間の標準的な生産量というのがあって、時間的にも県の地賃に劣らないのねという何かバランスを取ったようなものを取るためにあったと理解していたんですが、それをなくしてしまったら、地賃との差が見えなくなってくるような気がするんですよ。

おっしゃっている部分でよく分かりますのは、難易度がどうよという話があるんですけども、本来の最低工賃という意味合いからしたら、難易度の高いところのものをやっていくという話ではないはずだと思うんですよ。その作業における最低はどうなんですよと決めるとしたら、そういう難易度のところがどうだから、標準的な部分はできないんだというのはちょっと違うんじゃないのかなと思ったりするんです。

本来の最低工賃という意味合いをどういうふうに考えていきたいと思いますかとしたときに、難易度の差というのはあまり反映しないとか、統計的に難易度が高いのは工賃が上がっておるわけですから、そんなところに別にする必要ないんじゃないでしょうかねと思ったりするもので。

【賃金室長】 要は大島委員がおっしゃっているのは、非常にやりにくい工賃単位も高いものについては必要ないということですか。

【大島委員】 だって、そういうのは高くなっていくはずですし、例えば特急の仕事をとと言われて急に入っていくと、当然、工賃が上がりますよね。そういうイレギュラーなことを考えていったら、最低工賃は論議できなくなるような気がするんですよ。

通常においてどうなんでしょうかねというふうにした中で、本来的な作業で標準的な部分であればこんなものですよというのでないと、イレギュラー、イレギュラーばかり考えていったら、できないことをいっぱい考えて、やっぱりできないねとなるよう

な気がしますので、そういう意味では最低工賃という本来のあるべき金額というのをどう求めていくかということが必要なんじゃないのかなと思ったりもします。

【賃金室長】 まさにおっしゃるとおりでして、大島委員がおっしゃったようなことが、大昔のパターンで、どの委託者も同じような生地を使って同じようなデザインで、それを受ける家内労働者の方も本当に人数がかなりな人数おられて、やはり同じような仕事をされていきました。

個人個人では非常に超ベテランの人と、いわゆる初級、熟練者とかいろいろなパターンの方がいらしたという時代を想定して、大本の平成 29 年度までの調査票が作られていたんですというふうに考えられるんですけども、これまでも説明したような中で、それは捉えたいところだけでも、捉えにくいという中で、賃金室の中でも、大島委員がおっしゃったようなことも検討しておる中で、1つのアイデアとすると、相手方に通信調査で郵便物を投げかけただけでは非常に分かりにくい。返ってきたものの中で、1つのアイデアとして安いもの、標準的なもの、高いものの中で、安い金額を回答してきたときに、これについては作業能率は委託者では本当のところは分からないんです。

だから、委託者を通じて一番安い金額を回答してきた家内労働者に尋ねて、把握ができれば分かる可能性もあろうかなと思うんです。そこはちょっと1つのハードルではあるんですけども、委託者を通じて家内労働者にコンタクトを取ってもらって、家内労働者にどのぐらいの作業効率かということを回答できるような方法が、もしアクションが取れば、そんな方法も取れる可能性はあろうかなと思います。

ただ、それはもうちょっとワンクッションを置いて、委託者らから必ずしも頼んでもらわなきゃいけないので、なかなか把握しづらいところもあるかもしれんけども、可能性としてはそういったこと

もあり得るかなと、1つのアイデアとしては思います。

【佐藤部会長】 今のご指摘いただいたところ、これまでの調査票は時間当たりの標準作業量という項目を設けていた。今回は、それに代わってという感じで、作業の種類というか工賃の種類を確認するというふうに変わっている。この変更は恐らく重要な意味があるんだろうと思うんだけど、今ご説明いただいていたように、これまでの家内労働はある程度の人数がいて、そしてある相当の一定規模のボリュームで委託者等々がいるときには、家内労働にある一定な標準の作業というのがそこそこ見られていたということです。

その標準の作業というものの時間当たりというのを取ることで、最低賃金との違いということを把握したいというのが、これまでの一定の家内労働があるボリュームで存在していたときの在り方を前提に設計されたのかなという気がするんだけど、今回の制度設計は恐らくそこから一步踏み出していて、つまり家内労働のボリュームがある程度もう縮小してきた、収縮してきているという前提ですね。

収縮してきている中では、一つ一つの家内労働者のやっている作業というのは、かつてのように標準、どこの家内労働者がやっても最低にこういうものをやっているよねという標準でくくれるような内容というものが極めてもう小さくなってきている。一人一人の家内労働者が特定の特殊な作業をやっている。

それが、恐らく現在の今ここまで収縮しながらも家内労働が持っている、委託業者からした戦略的な重要性というのは、家内労働者が持っている一人一人の特定のスキルとか、そういう特殊性とか、恐らくそれこそが友國委員なんかはトップシークレットだと言っているような一人一人の持っているスキルとか作業とかというものが、ますます個別化してきているという推測なんだけど、インタビュー等々いろんな調査をしながら、そうなんじゃないのかというある程度仮定の下に、恐らく仮定を前提として、現在の香川

県における手袋産業の家内労働の実態というのを把握するときなんかの多様性というところ、どれぐらいの多様性があるんだというバリエーションの把握というものに重点を移したほうが、実態把握により近づくのではないかというので、かつてのような1時間当たりの標準作業量という共通性を抽出するという調査ではなくて、調査の思想が過去から180度変わったんだと思うんです、恐らく。

今、新たに調査をする意味は、家内労働者が持っている多様性というか、個別性というか、特殊性というか、それをより把握しようということにあるのではないかと推測したんですけど、それは見間違いですか。

【賃金室長】 基本的には先ほど申し上げたように、以前の想定と現実が、今、佐藤部会長がおっしゃったように変わってきています。ただ、調査を行った場合、そこに1つハードルがあって、先ほど申し上げたように、委託者のほうでは家内労働者の作業の効率までは分からない。例えば1か月どれぐらいの収入になったか、先月は多かったな、371双作ったなとかというのは分かっても、じゃ1時間でどれぐらいしているのというのは、委託者のほうではなかなかつかみ切れないところで、それを、まず委託者へ聞くとすると、それを委託者がオーケーと言ってくれるか。また、家内労働者が答えてくれるかとか、その辺はなかなかハードルが高いところがあって、最低の金額を出してくれた業者から委託者を通じて把握できるかもしれないし、把握できないかもしれないので、その辺は一律には難しいかなと思います。可能性としてはあるかもしれないというようなところかと思います。

そういった意味では、通常の一応今想定しているような通信の調査をして、仮にそれをするならば、協力を願えるところから、そういった作業の能率の回答をもらえるかもしれませんが、それも多分ばらばらになってくるので、それによってA委託者からもらった回答、B委託者からもらった回答で、それぞれ家内労働者の1人ずつ

の回答が仮にあったとして、じゃそれぞれをどう比べるのというときに、その先の答えがちょっとまた見えなくなってくるかなという気もいたします。

【佐藤部会長】 それぞれそこの詳細な項目を変える、変えないのという話なんだけど、今、私のほうは、せっかくこれをこういう形で出てきている。これも気まぐれに出てきているわけじゃないんでしょうね、きっと。それなりのこの3年の間の変化を踏まえながら、もっと早く取り組むべきだったのかもしれないが、今回こういう形で業界の変化というものをこういう調査項目で浮かび上がらせたという意図だとすれば、その意図を理解して、我々として、じゃそういう意味での調査をやってみましょうというふうに踏み切るか、いやもうそういうことは止めて従来どおりの時間当たりでいけというのであれば、もうそっちということになるんだらうと思うんだけど、そこをはっきりさせておかないと、調査票がぐらぐらしたら先へ進みません。そこをはっきりさせましょう、この種類でいいかどうか。

今、大島委員としては、どうしてもこれは従来どおりの時間当たりというものが出ないと、またやらんということでしょうか。

【大島委員】 いえいえ、そこまでは言っておりません。

種類もいいんですが、標準的なものも要るんじゃないでしょうかという両論併記みたいなものでありました。

【佐藤部会長】 出しましょうか。そうすると、調査票としてはどうしたらいいですか。

【大島委員】 私としては、両方書いていただいていたほうがいいんじゃないかと思っております。

【佐藤部会長】 そうしましょうか、そうしたら。両方でも大丈夫ですか。

【賃金室長】 まず、1弾目はこれでやってから、以降の話になるのかなと思いますが、ただ、例えばこの作業はありませんとか、一

律してありませんとか、どのパターンで返ってくるのか分からないかと思います。

【佐藤部会長】 はい、どうぞ。

【福家委員】 言われているのは、委託者への調査なので、やっぱり実態、家内労働者が1時間あたりにどれだけやっているかというのは、委託者じゃ分かんというところですよ。それはそうだとはいいますので。

【友國委員】 いや、委託者は分からないでなくて、基本的に大体内職をする場合は、昨日行って、少し話をしたんですけど、大体自分でやってみて1時間にこれぐらいできるというのを基準にして、それで、だから工賃はこれでしますよと出すんですよ。分からないじゃなくて、内職仕事を自分で実際やってみます。

【福家委員】 委託者が1回やってから。

【友國委員】 やってみます。そうじゃないと、する側からすると能力も違うわけだし、いわゆる見積りをするとき、正しい加工賃を出そうとすると、それで決めた1時間にこれぐらいできるからこれぐらいの工賃だろうというふうにしていないと、正しい見積りも当然出ないし、だから、委託者が分からない、いわゆる内職者が分かるんじゃないくて、一旦自分でやってみて、それで内職に出すのが一般的です。ほとんど昨日のところの数社がそうでした。

【福家委員】 それだったら、私は反対に委託者が分かんと思っていたんですけど、ある程度委託者も時間単価的なものは持っているということになるんですかね。

【友國委員】 ただ、内職者がインタビューにも書いていたけども、1時間ずっとやっているわけじゃない。だから、時給がどうかとなかなか出にくいところは当然あって、好きな時間にもやっているということがあって、なかなか内職者の本当の1時間当たりの割合は出ないところだと思います。

【佐藤部会長】 よろしいですか。

友國委員のほうからも説明を頂いているんだけど、委託者側から見て、この調査票はどういうふうにしたらいいですか。今、これは種類というふうに書いていないけど。

【友國委員】 私はもうそれなりなので、そのうちこういうのはなくなってくると思うんですけども、ずっとこういうのを続けていくんだとしたら、簡単にする必要があると思うんですね。何でそんなことを言うかということ、何日かかけていろいろインタビューしたときに、そこの親方さんとかをやっている人、分かる人もいれば、これはどういうことを言っているのだらうなというような人もいました。

今後も続けていくとしたら、今後もあるであろう仕事で、言葉も簡単にしていくということが必要なことじゃないかなと思います。難しいやつ、中間のやつ、簡単なやつということが、それも議論してもらったらいいかと思うんですが、言葉とか質問の内容は簡単にする必要があるのではないのかなと思いました。

【佐藤部会長】 どうしましょう。ここを決着つけたい。

【福家委員】 話は戻りますけど、この辺やったら、ある程度大島委員が言っていた時間単価も、委託者なりにも持っているのであれば、それも出されてみてもいいのかなと。一番労働者側として気にしている最低賃金とか、それに参考になるようなものになるんじゃないかなとは思ったんですけど。

【佐藤部会長】 じゃ、そうしましょうか。そういうふうに直せますか。

【賃金室長】 ヒアリングを、前回の資料ナンバー10で、友國委員からおっしゃったところではあるんですが、率直に言って、ある委託者は友國委員のおっしゃるように自分のところで作ってみて、どれぐらい作れるかというものを1つの標準にしたというところもあれば、どれぐらいの部分で作るんですかと言ったら、分かりませんと言って、家内労働者も朝早くからばたばたと作業の音が聞こえ

たときもあれば、夕方に行ったらまだばたばたとしていたときもあったけれども、それが休みなく継続していたのか、どれぐらいしているかは横で張り付いているわけじゃないので、その人の作業のスピードまでは分かりませんと答えたところも何社かあるので、それもまた本当だろうと思うので、それからすると、ここで把握するんだとすると、その人が幾ら作っているのかというのを把握しないといけない。ここでいう作業能率というのは、要は会社からのものだとすると、多分これぐらいの時間で作ってくれたらペイするとかしないとかで、内職の方がそれ以上に時間をかけてやろうが、急いでやろうが、これぐらいだったらこれぐらいの金額でできるはずだという、いわゆる原価計算でしょうか。

【友國委員】 全員やっているわけじゃないですよ。全ての人がそういうふうに自分で1時間当たりどれぐらいと言っているわけじゃなくて、今までこれでやっているからこれぐらいで、今までこれでやっているからこう出せばこれぐらいでできるだろうということでは、今までがやっていたからというのも当然あるかと思うんですけどね。

一般的にはと言いますけども、自分でやってみて、だからこれやったらこれぐらいの工賃でやってくれというのが一般的ですね。

【佐藤部会長】 友國委員、委託者にアンケートが行きますが、委託者にとって、種類を聞かれるのと時間当たりの作業量を聞かれるのはどっちが答えやすいんですか。今、時間当たりですか。友國委員は、分かりやすいアンケート票とおっしゃったので、僕も分かりやすいのがよかろうと思う。どういうのが分かりやすいですか。

【友國委員】 例えば作業内容を、ここに作業部位、おも、親指及びはぎと書いてあるけど、これは何を言っているのかというのが、昨日、二、三日、みんなに聞いた中では、ベテランの私より先輩の方でもそういうことをおっしゃったので、当日になればもっと簡単な言葉で、それについては松尾室長にやってくれというのははっき

り言って無理だと思うので、言葉はもう我々のほうで統一しないと
いけないんじゃないかなと思いますけど。

【賃金室長】 質問の仕方を変えます。

友國委員のところで作られているのが、仮に婦人用の毛、ナイロン、
アクリルという表のとおり口丸で、かつ、おも、親指、はぎで
10双作ったときに、先ほど見せていただいたときに、他社のもあつ
たかもしれませんよ、何種類もありました。当然縫いにくいもの、
縫いやすいものがあつたときに、ここで1時間の標準作業量を書い
てくださいと言ったら、どれを書かれますか。何種類も、多分先ほ
ど見せていただいたような手袋があつたときに。

【友國委員】 一番多いのを取りあえず書くんでしょうね。

【賃金室長】 迷わないですか。

【友國委員】 迷いますね。

【賃金室長】 それを心配して、これまで1時間当たりの標準作業
量と言われたときに、委託者としたら何種類もあるのに、どれに該
当するのかというふうに、まず疑問に思いはしないかなというのが、
多種類あつたときに気にしたところなんです。

【友國委員】 そこで統一するというのであれば、あくまで統一で
あれば、今、大島委員が言われたように、一番安いやつを基準にす
るかということになるんですかね。統一するのであれば両方、また
僕たち迷いますよ。

【佐藤部会長】 どうなりますか、今のご意見を踏まえたら、アン
ケートでも今の言っているところ。

【賃金室長】 1つは、以前のそういったものときに悩むかなと
いうことと、あと何種類に変えたのは、友國委員のところのような
会社のように1つの標準の分で、サイズが違うやつとしても分かる
という委託者もあつたし、いや、家内労働者がどれぐらいで作って
いるかペースは分かりませんという委託者もあつたので、これは一
律にみんな委託者に聞くんだつたら、欄をそろえないと、会社ごと

に答えられるところと答えられないところがあっては困るなと思って、まずそれで把握した後に、じゃ次はどうしようかなとかという意味で、先ほど何か大島委員のお話があったときに。

【友國委員】 分からないと言ったのは、どういう点が分からないという意味なんですか。

【賃金室長】 要は縫製の業務の一番上の欄に該当するような手袋を、じゃ 20 種類作っているというようなところは、当然難易度の高いのもあれば、難易度の低いのも、要は工賃単価の高いもの、低いものもあります。

そうしたときに、1 時間でどれぐらいできるんですかと聞かれたときに、20 種類ある中でどれを答えたらいいのか分からんというのもあるでしょうし、会社によっては委託者は真ん中ぐらいの数を書けばいいのかとか、一番上の数を書けばいいのか、いやあるいははたまた家内労働者ごとに違うし、分からんというふうに言うのか。結構分からんという委託者があったので、皆さんが一律に回答ができるような質問項目でまずそろえないと、回答できる委託者もおれば、回答できない委託者もいたり、あるいは回答できると思っても、従来のようによかれと思って書いたというのが、それぞれ認識が違って、皆さんが同じ基準で回答できなかつたらなかなか難しいかなと、そのデータを取ったものが。

【友國委員】 分からないというのが、どれを書いていいのか分からないということですか。

【賃金室長】 というのもあるし、家内労働者の横に付きっきりじゃないから、どれぐらいのペースでやっているかも分からないという委託者もあったと。どちらもあります。

だから、それからすると、回答できる会社だけ回答すればいいのかというわけにもいかないだろうしと思ってこのようにしたんですけど、なおそれで追加の上で、大島委員が言われたように、要は最低額を回答した会社に対して、追質問みたいな形でヒアリングな

り電話聞き取りなりということならば、そこの辺、誤解のないような形で聞けるかもしれないなと思います。

ただし、それは相手方のご協力が得られるときに限るので、だから、作業の種類だったら、先ほど佐藤部会長もおっしゃったですけど、作業の種類とどちらが答えやすいかなと思って、作業の種類だったら 20 種類ありますとか、あるいは 30 種類ありますよとか、その中で高い部分、安い部分、真ん中はどうかなどというのでなく、今回としてもあったら、あと何種類ありますかと言ったらいっぱいありますよとかと言うのも、じゃ 50 種類とか、ある会社だったら 10 種類ですよとか、一番上の部分に入ってくる種類、どちらが回答しやすいかなと思って、私は種類のほうが回答しやすいのかなと思っただけです。

【友國委員】 出す側からしたら、出しにくいかしらんですけども、あんたのところでは一番安い工賃はいくらかという話のほうが一番統一できるんじゃないですかね。統一するためにだったらね。どうでしょうかね。いろいろ種類があるのだから、もう統一するのであれば、ずっと続けていくのであれば。

【佐藤部会長】 つまり標準とか最高というのを、まずは聞くな。もう最低を聞けということですか。

【友國委員】 あくまでいわゆる最低工賃、最低賃金をということと言うとかという趣旨も含めてであれば、最低工賃だけで、それが一番必要なんじゃないかなと思ったので。

【柴田委員】 やはり様々なパターンがあるというか、手袋にも値段もそうですし、種類も様々なものがあるということを知るためには、最高もあったほうがよいように思うのですが、なかなか実務的には難しいでしょうか。

【友國委員】 難しいと思いますね。例えば難しくても量が少ないやつになったら、とてつもなく高いと思うんですよ。だから、高いけどあってもいいというのだったら、それも高いですよということに

なってくるので。

最低工賃、一番安いやつの工賃を縫っている人側の手取りが少ないかと言ったら、そうじゃないんですね。なぜか。数ができるから安いんですよ。数がいっぱいできるからね。ということは、そういう人は数をいっばいやるんですよ。今はもういないですけども、昔、作業手袋なんていうのは、ここに生地があったら、生地を見ないで右手1本で縫って、左手はもう次の生地を持っているというのがあるぐらい、それぐらい早い人がいたので。今はいないですけど。

だから、最低工賃の人は手取りが少ないかと言ったら、そうは限らないので。ただ、こういうふうルールをつくってずっと続けていくというのであったら、何らかの基準が要るだろう。そうでないと、その基準というのは最低工賃が一番分かりやすいんじゃないかなと思いました。

【佐藤部会長】 どうしましょう。

【賃金室長】 皆さんの意見で、例えば一番安いのはC欄に書いてもらうので、C欄に書いた金額についての1時間当たりの作業量をDの欄に書いてくれということによろしければ、そのように直すとか。それで分かるんでしょうか。

【大原委員】 1時間当たり、これは当然個々の縫製の能力にもよるし、家内労働者はほとんど朝から晩までずっと座っておるわけじゃないんですよ。一生懸命やっても1時間、2時間、年配の方が多いので、その間にご近所の方が来たり、病院へ行かないかん、お葬式があって行かないかん。だから、人もなかなか、このアンケートにもありましたけれど、ヒアリングにもありましたけれど、若いときには1日30双ぐらいできていたと。そしたら、それが今、黒い素材で黒い糸を使っていたら、それもやっぱり縫いにくいわけですよ。じゃ、普通の白い生地で黒い糸を使って、極端ですけど、それとどれだけ数量の違いがあるのか。これも大変難しいんですよ、出すのが。

だから、業界の人間として、やっぱり最賃をやるわけですから、最低工賃を決めるのが先決だろうというふうには思います。

【佐藤部会長】 最低、標準、最高とある中で、最低というところですか。

【大原委員】 そうですね。最高はおっしゃるとおりにすごい高いやつがあるわけですよ。例えば専門店とかといったところに 100 双だけ作ってくれとか、そういったときだったら、やっぱり数も少ないし、難易度も高く工賃もものすごく高くなるわけですよ。

【窪田委員】 今のお話を聞いていると、普通のサラリーマンだと、8 時間労働としてその 8 分の 1 が 1 時間分とすればよいですけど、縫製作業では、1 日に 3 時間か 2 時間しかしていないのに、そのうちのどの部分を 1 時間当たりの作業量で取るのは確かに難しい気がしますね。1 日当たりというなら、まだ取れるかもしれませんが、1 時間当たりと言われたら、一体それはどうやって取るのかと。それこそ適当に取られても意味のない数字になるし、難しいような気はしますね。

【立石委員】 この進め方というか、スケジュール、回答期間、対象期間というのを書いておるんですけど。

【佐藤部会長】 概要のところか、はい。

【立石委員】 3 の対象期間、令和 3 年 9 月を対象とするとあるんですけども、ここからスタートするのか、ここまでに何かこう、ここに絞って対象を決めてやっていくのか。これはどういうふうに解釈したらいいですか。7 頁です。

【賃金室長】 スタートというのはどういう意味ですか。令和 3 年 9 月時点での数字、令和 2 年 9 月時点での数字と比べて増えているのか、減っているのか、そのパーセンテージはいくら、変わるのか変わらないのか、変わらないのであれば変わらない。変わったのなら何パーセント増えたかという意味ですから、それは 29 年度調査もその当時の 9 月、その 1 年前の 9 月と比較して見ているわけだから

ら、ここは変えていません。前の 29 年度の 4 番と今回の資料 No. 4 の 3 番とについては変えていません。

【立石委員】 この調査票のところなんですけれども、非常に論議というか、今の時代に合っていない、理解できるところはないという友國さんのお話がありましたし、この調査票で今後進めていくのか。例えば作業部位とか、先ほどお話がありました最低賃金と見比べながら、それぞれの事業者がやっている単価を見比べていくのかというところのお話というのは、作業部会とか要るんですかね。どこかで審議されて、これでいきますよというように決めなくちゃいけないところがあると思うんですけれども、ここの中で決めていくのも何かすごくスピードが何か決め切れないのかなというふうには感じたんですけど。

【佐藤部会長】 我々の家内労働部会でできること、もう 12 時が時間のタイムリミットとなって、我々はこれからまだ時間があるわけじゃないんです。時間がもう限られている中で、調査をやりましょうと決めたんです。調査をやりましょうというときに、どの調査に基づいてやるかと。今、前回の部会で原案が出された。その最終確認を今しようとしている。また最初から、一から調査票を作ろうというのは、ここでそれを言われたら、この部会で調査票まできっちりやって、それで調査に行くんだという意味で今ここまで来ているので、今からもう一度さいころを振り直すようなことはやめていただきたい。

【立石委員】 そういうことなんですね。

【賃金室長】 そしたら、今ご意見を出していた中で確認したいんですけども、調査票の欄も有限ですので、やたらめった細かくすると、友國委員がおっしゃったように複雑になって、委託者のほうが回答しづらいと。そうすると、今ここに出ているのは D という欄に種類を書くのか、それとも作業効率を書くのかという話ですよ。

そうすると、整理をすると、作業効率を把握するときにバリエー

ションというか多様性、種類を犠牲にするのか、それとも作業効率を犠牲にしてバリエーション、種類がどれぐらいあるのかを把握するのか。皆さんでその辺を決めていただいて、前者になるか後者になるか。それによって、記載欄も有限なんで、やたらめった細かくすると、何頁にもわたってくると、それも委託者の方に負担かなと思うところもあるので、どちらがいいのか皆さんにお決めいただいたらと思います。

【佐藤部会長】 時間でいくか、種類でいくかと。どっちを取るか。

【大島委員】 佐藤部会長が最初におっしゃられたように、多様性が出ている話等々を考えていく中においては、種類を優先すべきなんだろうと思うんですよね。ただ、そのときに1個だけ付け加えることができるのであれば付け加えてほしいんですけども、家内労働者に出す部分の金額を書いていただくということと、併せまして、アンケートというか、労働者の方がおっしゃっていましたが、これからは恐らく社内で作っていくようになるんでしょうねというお話があったり、それから今後社会的に考えたら、老老介護とか云々かんぬんという話になってきたときに、企業の中で勤めておっても、最終的にこういうところに入って家内労働しないといけないという部分があるかもしれませんから、そのときに参考になるように、企業としてこの作業をしたら幾らかかるんだよというのがもし出るのであれば、原価になってきて出しにくいというのがあると思うんですが、多少その部分と家内賃金がどうフィックスするかという部分でも見えやすくなってくる。将来的にもそういった意味合いでは生きてくるのかと思うんですけど。

【賃金室長】 部会長、整理していただけますか。

【佐藤部会長】 いやいや、私も、大島委員のほうから今、種類が非常に大事ということについてはご確認いただいたんですけども、他方で今おっしゃったのは、工場内で内製する場合と外注する場合があるわけで、同じ作業を内製する場合には幾らでできるのかという

のを、参考までに知りたいということで、これはアンケートに付随した調査という形で、そういうふうに内製化する場合の原価ですか。内製化する場合のコストを参考までに答えてもらうということをお願いをしたいとおっしゃっているんですね。

【大原委員】 今のお話の中で、多分企業内でやるとすれば、当然その前にいわゆる健康保険であったり、福利厚生費であったり、いろんなものにかかってくるわけですよ。通勤費もかかります。だから、それを一概に出せというのは無理だと思います。

【大島委員】 重々分かっていますが、それを踏まえて、だから高いんだよねということが分かりながら。

【大原委員】 だから、やっぱり我々の業界の中というのは、自社工場で縫製生産、縫ったら、多分手袋は赤字なんですよ、現実的に言うと。

【友國委員】 こういうのは難しくて、昔は歩合制だったんですよ、縫い子さんはね。今はもう月給制です。だから、手袋工賃、加工賃がどうのというのは、実は中のやつは恥ずかしながら正しく出ないんですよ。結局サンプルなんかでやっていたら、サンプル単価はどれぐらいだとかと言い出したらなかなか本当の工賃というのは現実には出ません。

何で昔は歩合制だったかということ、昔は縫製する人はすごい縫製をしていて、縫製している歩合制のほうが手取りはよかったんですよ。ところが、最低工賃がどんどん上がるにつれて、歩合制にしていって今度は最低工賃より低くなってきて、それでその分、月給制にしている。月給制にしているのは、結局もう赤字ですよ、中でやっているということは。だから、単純比較はなかなかできにくいと思います。

【佐藤部会長】 だから、アンケート票という中にはそれはないんだけど、アンケート票と別に、アンケート票を回収して分析した後でも、個別に今日、家内労働者にインタビューというのがあります。

たけど、委託者に対して、全て、あるいはご協力いただける委託者に対して、内製化の場合の労務諸経費を含めた場合のコストというのを、参考までに教えていただけたところにはその情報を提供いただいて、アンケート結果の数値を見るときに参考にするとということにさせていただけるので、そういう労を取っていただけませんか。いいですか。

【賃金室長】　じゃ、調査票にプラスして、委託者に対して。

【柴田委員】　それですけれども、そこまで調査することが可能なのか、果たして。ちょっとどうなのでしょう。しかももちろん任意の調査だということは分かりますけれども、言わば役所が書いてくれと言うと、やっぱり皆さんは一生懸命書くわけですから。なので、ちょっとその辺りは考えて、果たしてそこまで内製したコストまでお聞きするのは、今回の業務の範囲かどうかというのは、疑問があるような気がしますので、そこは今直ちに本日決めなくてもよろしいのではないのでしょうか。

【佐藤部会長】　そういうご意見も頂戴しました。今日ではなくて、また別の機会があれば、アンケートの解釈に当たってまたこういうことも必要だというのは、改めてそのときにご提起いただくと。ちょっと記憶にとどめておいていただいて、そうしましょう。

今回、我々としてやるのは、アンケート票の中身を確定することで、中身について、先ほど種類か時間か長いことやってきたけど、種類ということで単純化してやりましょうということで同意いただいたように思いますので、そうしましょう。

【窪田委員】　1点文言で気になって、教えていただければと思います。9頁の右側の質問で、下の（イ）から（ハ）の表に完全に当てはまる作業をと書いてある。この完全にという言葉が気にかかるんですけど、これは何か意図があるんですか。類推するに、何か当てはまらないのを無理に書き込まれるのは困るという意味合いかなと思ったんですけど、完全にという言葉が必要なのか。必要なら、

受け取った側にはっきり分かるように書くべきかと思いますが、どういう意味で完全にとという言葉を書いているのでしょうか。

【賃金室長】 例えば作業分野のところのおも、親指及びはぎとありましたけど、親指だけの作業を書かれたりするケースもあります。

【窪田委員】 受け取る側としては、その意図が分からないと思うので、完全にとという意味はどういうことですかというのを、何かそれならそれで書いていただいたほうが親切かなと。受け取る側によって何かいろんな意味で捉えかねないかなと思って、完全にを読み飛ばす人もいるでしょうし、これにきっちり当てはまらなかったら書かなくていいのかなとか、それとも適当に書いたらいいのかなと思ったりとか、そこが気になったんですけれども。

【賃金室長】 そしたら、何かアイデアとして頂戴したいのですが、完全にというのを外すか、それとも完全にの代わりに、要はこの一覧表にぴったり当てはまるという文言を追加するか。

【窪田委員】 私は完全にという文言が不要なのかなと思ったんですけど、いや完全にが必要だという何か必然性と、ないならそれで分かりよい言葉が要るのかなと思ったんですけど。

【賃金室長】 これまでの調査票で完全にとという言葉は書いていなかったのですが、そうすると、よくよく聞いていけば、親指だけのものも入っているというのがあったので、結局少しでも引っかければいいかなと思って、親切で回答される方もおられた訳です。こちらの意図と完全に一致しない場合には回答していただくかなくてもいいですという意味なので、完全にの表現以外のより適切な表現があれば、教えていただきたい。

【窪田委員】 そういう意図なら、逆に後に括弧書きで、完全にという意味は、作業部位の例えばおも、親指及びはぎだったら、これを全て含む作業のことを言いますとか、そういうふうに書かないといけないのではと思います。

【賃金室長】 それで言うと、形状とか素材も全部そう書いていか

なきやいけなくなるんですけど、それを言い出したら、もうごちゃごちゃごちゃごちゃ書かなきゃいけないんですが、もっと端的にできないでしょうか。

【福家委員】 ただし書で、素材、形状、作業部位、全てが当てはまるとか表現できたら、完全にはちょっと分かりづらいと思う。

【賃金室長】 分かりました。

【佐藤部会長】 どうされますか。完全にはとられる。

【賃金室長】 それは、(2)のところに書いてあるんですけど、1番の。(2)のところ、この表の業務、品目、規格、工程の全てが当てはまる工賃について回答してくださいというので、1の(2)と同様に書いてあります、完全にの部分。

【佐藤部会長】 松尾室長、非常に小さな字で1つのアンケート票の中に書き込まれてあって、なかなか正確に回答するというのが難しいんだろうと思うんです。ただ、アンケート票の中に書き込むとちょっと複雑になるので、回答に当たっての例示という形で、例えばこういうケースはこうしてくださいよという分かりやすい例示のペーパーを1枚、最低工賃というのは幾つかの条件が全てそろって初めて最低工賃が適用されるわけです。1つでも違うと、それは最低工賃の適用を外れるわけなんです。ですから、そういう趣旨なんですので、ちょっと違う場合には違うんですよという、こういうふうに答えてくださいという答え方の例示というのを、もう1枚で分かりやすくあると、誤解のないことになるんだと思うんです。これだけはもうほっといたら誤解をしてしまうことが盛りだくさんですよ。

【賃金室長】 はい、分かりました。

【佐藤部会長】 別の形で、A4、1枚で回答に当たっての例示という形で、そこら辺の間違いやすいのと、こういうふうに間違わないでねというふうに1枚あれば、そこら辺の心配は小さくなると思いますよ。

【賃金室長】 はい、分かりました。

【佐藤部会長】 そうしますと、2時間ほどお時間を頂戴してご意見を頂いたところで、この調査をやるということ、そして調査の内容については今回ご提案いただいたことでやると。さらに分かりやすく例示も加えると。例示を加えた誤解のないような分かりやすい回答を誘導するというようにしていただくというふうになりました。そういうことでよろしいでしょうか。

(各委員より「はい。」の声あり)

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

もう1つというか、これでアンケート調査をやりませけれども、アンケートをやった結果の数値が上がってまいります。その数値をどう読むかで、またご議論を頂くことに、1年後になるんだらうと思うんですけど、1年後ですか。

【賃金室長】 そうですね、はい。

【佐藤部会長】 そのご議論いただくときの1つの目安みたいなものがあつたほうがいいのかなどは思うんですけど、以前、前回の調査で、これまでの平成17年、平成20年、23年、26年、29年、3年おきの調査結果が紹介されました。直近で家内労働者数は調査票で544人、そして最低工賃が適用される家内労働者が69人、恐らくこの2つの数字がまた新たな数字として上がってまいります。そのときにどうするか。改廃というのを判断しなきゃなりません。

1つの目安ですけれども、今、最低工賃適用労働者が69人いました。分母の家内労働者が544人と言いました。つまり家内労働者の中に最低工賃が適用される適用率にすると12.7%。実はこの適用率、平成17年は何パーセントだったか計算すると25.6%です。つまり手袋、ソックスの家内労働者のおよそ4人に1人が最低工賃をやっていた。関わるタスクをやっていたという意味で、タスクに関する最低工賃を設定することの意味というのはあつたというふうに思うわけですけれど、その適用率が今やもう1割に近くなってきて

いるということです。

今度新たに調査をやるとどういう数字が出てくるか楽しみなわけですが、例えばここが1割を切るということになると、手袋縫製の中で家内労働者に最低工賃が適用される労働者、最低工賃が適用されるタスクを行う労働者が1割を切っていると。それ以外の多様なタスクをやっているとなると、最低工賃の実効性というものが非常に怪しくなるというか、最低工賃が実効性を持ち得るためには、ある程度の適用率というか、家内労働者の中に占める最低工賃が適用される労働者の割合がある一定のボリュームがあることで、実効性があるというふうに言えるんだらうと思うんですけども、これまでは25%から12.7%までに徐々に徐々に減ってきている。

労働者の絶対数が減っている。家内労働者の絶対数が減っているというだけではなくて、最低工賃が適用される労働者の家内労働者全体における割合が等しく落ち込む。今、深刻に考えるべきはこちらだと思うんだけど、絶対的な量よりも適用率の問題だと思うんだけど、これが1割を切るとなると、かなり最低工賃の実効性に関わる大きな問題なんだらうというふうに、そのときにはどう考えるかというのはもっと深刻な問題になってくるだらうというふうに思うところです。この点に何かご意見を頂けたらありがたいんですけども。そういう判断でよろしいでしょうか。

「けしからん。」というご意見はないですか。「そんなものを目安に判断するものじゃない。」というご意見は。

よろしいですか。それでは、そのときにご議論いただいたらよろうと思えますけれども、ここら辺の適用率というのを1つの目安にしながら考えていくということになろうかと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、本日の議題（1）は以上で終わらせていただきます。

続いて、議題（2）のその他について、事務局より何かありますか。

【賃金室長】 そうしましたら、先ほどご承認いただきました資料 No. 4 の調査票に基づいて令和 3 年の 11 月頃に、家内労働実態調査を行わせていただきます。

現在の家内労働部会の委員の任期は、令和 3 年 9 月末までとなっており、令和 3 年 10 月には新たに委員を任命し、11 月に開催予定の香川地方労働審議会において、会長から家内労働部会の委員を指名していただく必要がございます。

ここで指名された委員により、年明けの令和 4 年に家内労働部会を開催し、この審議結果を受けて、令和 3 年度の香川地方労働審議会において、改正諮問、諮問見送り、廃止等を審議していただくこととなります。

【佐藤部会長】 ただ今の事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無ければ、本日、予定された内容は以上となりますので、この辺で閉会にしたいと思います。

なお、本日の議事録の署名委員には、立石委員、窪田委員にお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

(立石委員、窪田委員より「はい。」の声あり)

【佐藤部会長】 では、立石委員、窪田委員よろしくお願ひします。

それでは、本日の家内労働部会の内容を踏まえて次年度に実態調査を実施するという運びになりましたので、引き続き、よろしくお願ひします。

以上をもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

――了――